

9-7 危険又は健康障害の防止措置等

危険又は健康障害の防止措置等

事業者の講ずべき措置(20条～25条の2)等

事業者は、次の措置を講じなければならない。(20～25条の2)

- 1 危険を防止するため必要な措置(20条)
 - 2 作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置(21条1項)
 - 3 場所に係る危険を防止するため必要な措置(21条2項)
 - 4 健康障害を防止するため必要な措置(22条)
 - 5 建設物その他の作業場について、保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置等(23条)
 - 6 作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置(24条)
 - 7 労働災害発生の急迫した危険があるとき-直ちに作業中止、退避(25条)
 - 8 労働者の救護に関する措置(25条の2)
- 労働者は、事業者が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない(26条)

リスクアセスメント(法第28条の2)

(危険性又は有害性等の調査等に関する附則第18.3.10指針公示第1号)

労働者の就業に係る危険性又は有害性を調査し、リスクの大きさを客観的に把握しリスクの程度を比較出来るように数値化等の方法でそれを算出し、リスクレベルに応じて講ずべき対策を決めて応急対策を実施する。

請負事業における安全衛生管理

一の場所における作業-下請け混在現場の安全衛生管理等

機械等貸与者、建築物貸与者の講ずべき措置並びに重量の表示義務について

事業者の講ずべき措置等にかかる法構成の概要

事業者は、次の措置を講じなければならない。(20～25条の2)

- 1 危険を防止するため必要な措置(20条)
- 2 作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置(21条1項)
- 3 場所に係る危険を防止するため必要な措置(21条2項)
- 4 健康障害を防止するため必要な措置(22条)
- 5 建設物その他の作業場について、保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置等(23条)
- 6 作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置(24条)
- 7 労働災害発生の急迫した危険があるとき-直ちに作業中止、退避(25条)
- 8 労働者の救護に関する措置(25条の2)

労働者は、事業者が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。(26条)

具体的措置及び遵守事項は、厚生労働省令に委任されている(27条)。

その他

その他、法第4章は、労働者の危険又は健康障害の防止措置として、リスクアセスメント(28条の2)、請負事業における安全衛生管理(29,30,30条の2,31,31条の2)、リース事業者の講ずべき措置等に関する規定(33,34,35条)を置いている。